

令和8年度「適合証明技術者業務講習」 会場講習の案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査および現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義および業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主催者 共催：一般社団法人山口県建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構

受講対象者 建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有するもの
(令和9年2月末までに修了証が提出できれば受講予定でも可)

日時 令和8年9月3日(木) 13:30～17:15 (受付開始13:00～)
※同日(午前中)に既存住宅状況調査技術者講習【更新講習】も開催します。

受付期間 令和8年7月6日(月)～8月10日(月)

会場 YMfg 維新セミナーパーク 研修室103 (定員：50名)
所在地：山口市秋穂町二島 1062 TEL：083-987-1410

受講料及び 登録料

「既存住宅現況調査技術者」有効期限により登録期間が異なります。

- 有効期限が2028年3月31日の方：登録期間1年間(2027年4月1日～2028年3月31日)
 - 有効期限が2029年3月31日の方：登録期間2年間(2027年4月1日～2029年3月31日)
 - 有効期限が2030年3月31日の方：登録期間3年間(2027年4月1日～2030年3月31日)
- ※業務開始日は2027年4月1日です。

登録期間	受講料(税込) (テキスト代含む)	登録料(税込)	合計(税込)
1年間	16,500円	7,700円	24,200円
2年間		15,400円	31,900円
3年間		23,100円	39,600円

時間割

時間(予定)	内容	講師
13:30～13:35 (5分)	あいさつ	建築士事務所協会役員
13:35～16:45 (190分、 休憩を含む)	適合証明業務の概要、物件検査の方法、 適合証明業務システム など	映像講習 (住宅金融支援機構)
16:45～17:15 (30分)	理解度確認チェック(15分) その他(注意事項等)	

C P D 建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなる予定(3認定時間)。

申込方法 ※申込み提出前に事前確認をしますので、必ずご連絡をください。

下記の登録申請に必要な書類を揃えて、申込先窓口へ持参、もしくは郵送（レターパックなど追跡できるもの）にて提出してください。

登録申請に必要なもの ①②③については様式のダウンロードができます

- ①登録申請書 (PDF)
- ②適合証明業務に関する確認書 (PDF) ※必ず A3 版にて印刷
- ③講習受講申込書 (Excel)
- ④指定登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類
 - ・「事務所登録証明書」または「事務所登録申請書副本（第一面）」の写し
- ⑤登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
- ⑥既存住宅状況調査技術者修了証明書又は資格者証の写し
 - ※令和 9 年（2027 年）4 月以降の有効な資格者証の写であること
- ⑦登録予定建築士の写真（縦 3.0 cm、横 2.4 cm）2 枚 ※6 ヶ月以内に撮影したもの
 - ・無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真
 - ・1 枚は登録申請書貼付用、もう 1 枚は受講票貼付用に使います
- ⑧運転免許証等公的機関発行の資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
 - （⑤もしくは⑥に写真付きであれば不要）
- ⑨受講料と登録料を振込みされた、銀行等振込の控えの写し
- ⑩郵送の場合は返信用封筒（レターパックなど追跡ができるもの）

受講料及び登録料のお支払い

受講料と登録料をあわせて、下記に記載の口座へお振込みによりお支払いください。

申込先・お問合せ先

窓口名	一般社団法人 山口県建築士事務所協会
窓口住所・郵送先	〒753-0072 山口市大手町3番8号 山口県建築士会館内
電話番号	083-925-6701
E-mail	aak34230@pop21.odn.ne.jp

振込先

口座番号	山口銀行 県庁内支店 普通 0064792
口座名義	ジャヤマグチケンケンチクジ ムシヨキョウカイ 一般社団法人 山口県建築士事務所協会

（振込手数料はご負担ください。）

受講にあたっての注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. 受講票を当日必ずご持参のうえ、受付にご提示ください。
3. テキストは、講習当日にお渡しします。
4. 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
5. 講習を受講しない場合、「適合証明技術者登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
6. 「適合証明技術者登録証明書」は、2027年3月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します。
7. 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。